

東金市立北中学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるものとして捉えるが、まずその防止に努めることを第一と考える。
- ②いじめについては、全職員でその早期発見に努める。
- ③いじめが発見された際は、いじめを受けた生徒を必ず守り、学校全体でその対応に取り組むものとし、早期対応を図るものとする。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策推進委員会

(2) メンバー

校長、教頭、教務、養護教諭、学年主任、生徒指導主任、学年生徒指導、
スクールカウンセラー

※場合によって参加または意見をいただく人

父母と先生の会代表、校医、市の顧問弁護士、民生委員

3 いじめの未然防止について

- (1) 学校便りや学校HPのなかでいじめの未然防止について、保護者への啓発活動を行う。
- (2) いじめの助長につながる教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）や体罰を絶対にしない。
- (3) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、生徒の自己有用感を高める。
- (4) 部活動等の指導の中で生徒のストレスを高める勝利至上主義に陥らないようにする。
- (5) 道徳教育等で「いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるもの」ということを認識させ人間の弱さを克服することの重要性について指導する。
- (6) いのちを大切にするキャンペーンなど、生徒の自発的な活動を支援する。

4 いじめの早期発見について

- (1) いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得るものである。いじめの状況把握（インターネットを通じたいじめを含む）のため、6月、11月にアンケート調査を行う。
- (2) アンケート調査以外に、5月、10月、2月に教育相談の面談を行う。
- (3) 昼休み等授業時間以外の生徒の人間関係を観察し、日常的にいじめの早期発見に取り組む。

5 いじめの相談・通報について

- (1) 学校におけるいじめ相談・通報窓口は学校のすべての教職員とする。
- (2) 学校以外の相談・通報窓口は以下のとおりである。
 - ① 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 「なやみ言おう」
 - ② 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
 - ③ 子どもの人権110番（千葉地方法務局内）0120-007-110
 - ④ ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00）
0120-783497 「ナヤミヨクナル」
 - ⑤ 千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900
 - ⑥ チャイルドライン千葉（毎日16:00～21:00）0120-99-7777

6 いじめに対する措置

(1) 情報・指導・連携記録に残す

①整理内容として（いじめ防止対策推進委員会で必要となる資料）

- ・被害生徒氏名・年組
- ・加害生徒氏名・年組
- ・いじめの状況（日時、場所、人数、態様や集団構造等）
- ・動機や背景（状況から推測され場合も）
- ・被害者及び加害者の言動や特徴
- ・保護者・教職員の有する情報
- ・周囲の生徒の状況等

*時系列で整理し、双方の事実認識を一致させておくこと

②以上をもとに対応検討

- ・多角的に原因や対応のあり方等検討し、全校あげて分掌組織を機能させる。
- ・調査や指導・援助等はチームを組み組織的に対応。
- ・対応が決定するまでは、委員会を数回繰り返す。

(2) 組織的な対応全職員一致の取り組み

①被害生徒・保護者への取り組み

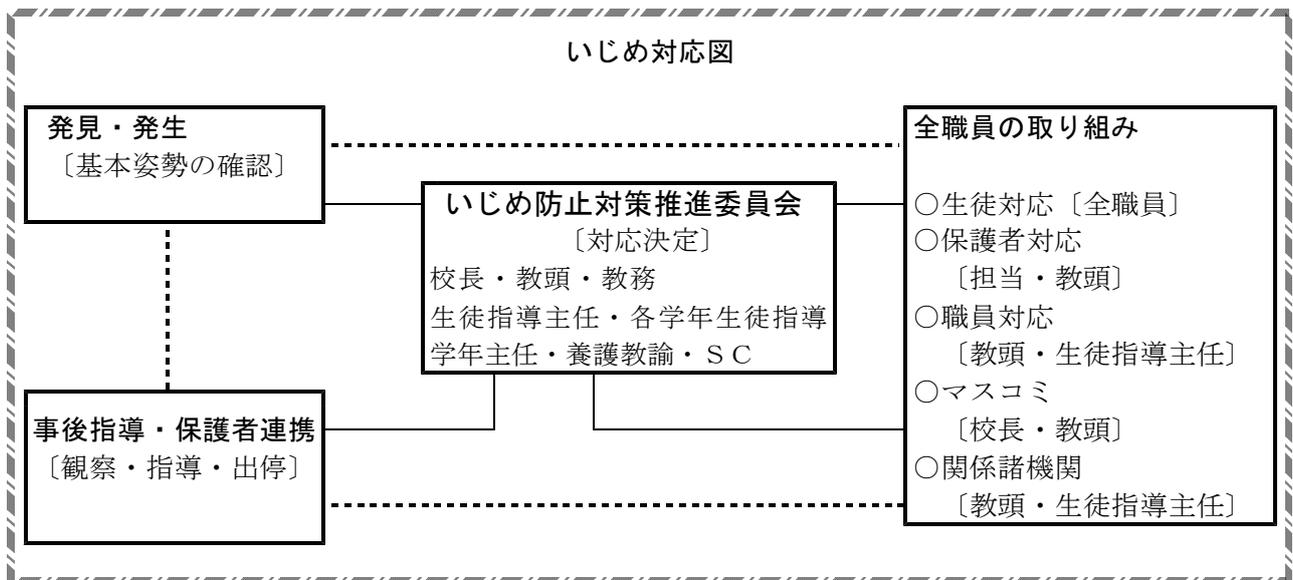
- ・被害生徒側に立った聞きとり及び実態調査の実施
- ・親身になって聞く。（批判的・評価的な態度をみせない）
- ・今後の対応のあり方を本人、保護者と協議しながら決める。
- ・家庭訪問による概要説明
- ・解決に向けた対応方策（本人・保護者が了解済み）への理解を得て、必要に応じて関係諸機関へ協力依頼をする。

②加害生徒・保護者への取り組み

- ・いじめの事実を確かめる。
- ・その非を指摘し、納得させ、いじめを受けている側のつらさを知り、改善させる。
- ・保護者に事実説明をし、解決に向けた協力を要請する。

③周囲の生徒

- ・いじめの不当性を指摘し、止める努力をすることや、教師や保護者に伝えることの正当性を教え、勇気ある行為であることを理解させる。
- ・「いじめは、どの子どもでも起こる可能性があるもの」ということを再認識させ、人間の弱さを克服することの重要性を理解させる。
- ・いじめをしていた生徒への2次的いじめが起きないように指導する。



7 事後指導と保護者との連携

- (1) 継続的観察 職員連携による情報交換
- (2) 保護者との連携 観察事実を正確に〔指導・評価〕
- (3) 出席停止の検討（委員会）

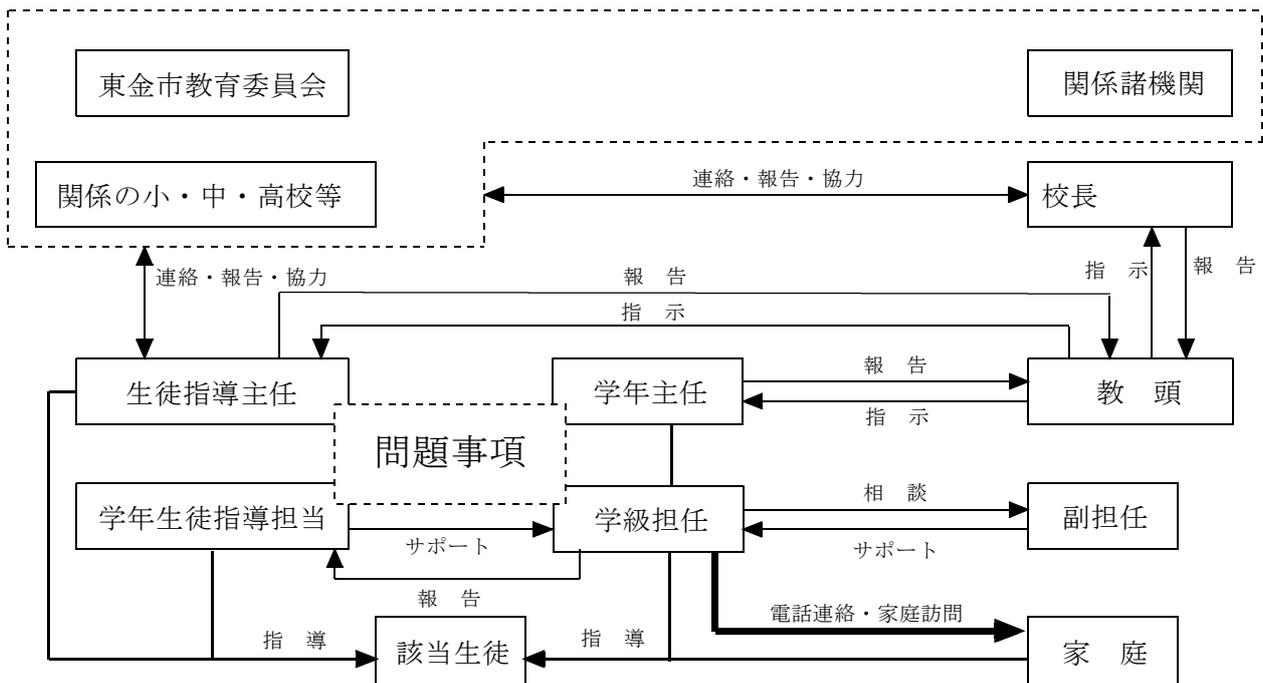
8 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 情報リテラシー教育を推進する。
(情報セキュリティ教室、学級活動等)
- (2) 各種たより及び入学説明会を通しての保護者の啓発活動を行う。
(学校便り、学年便り等)

9 連絡・報告及び対応系統

連絡・報告及び対応系統は次の通りである。

10 重大事態への対応



(1) 重大事態とは

①いじめにより、生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた、あるいは生じる疑いがある時
※自殺を企図した場合 ※心身に重大な障害を負った場合
※金品等に重大な被害を被った場合 ※精神性の疾患を発症した場合
などのケースであることを十分に認識する。

②いじめにより、生徒が長期の欠席を余儀なくされた時、またはその疑いがある時
(年間30日を目安とするが、それ以下であっても十分注意をする。)

③生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時
※児童生徒または保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして、迅速に報告・調査等にあたる。

※指導上の注意事項

▼第一に被害者の安全確保とケアを実施する。

(2) 重大事態の報告、調査等

①重大事態が発生した場合、学校のいじめ防止対策委員会がつかんでいる情報を速やかに市教育委員会に報告し、その後、文書により教育委員会を通じて、地方公共団体の長まで報告する。指導・助言のもと対応にあたる。

※報告は法的に義務付けられている。

②調査主体を学校とするのか、あるいは市の(教育委員会)「いじめ調査委員会」とするのを決定し、対応する。

具体例 教育委員会が主体…第三者により構成される組織

学校が主体…学校のいじめ防止対策委員会に第三者を加えた組織

③調査にあたっては、被害者側に寄り添いながら対応することを第一とする。

被害生徒及びその保護者に、調査の目的や内容、結果の公表の仕方などについて説明をし、十分に理解を得た上で進める。

説明事項 ①調査の目的・目標 ②調査の主体

また県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

④一連の対応について、時系列で詳細な記録を残す。

※指導上の注意事項

▼生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、被害生徒またはその保護者に提供する場合があることから、調査前にその旨を調査対象者となる生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。